

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨、地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費を除く。)に充てるものとする。

(歳入) 地方消費税交付金 477,748千円
 内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (286,052 千円)

(歳出) 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名			経費	財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他
社 会 福 祉	1	社 会 福 祉 事 業	135,960	3,374	15,000	0	15,552	102,034
	2	高 齢 者 福 祉 事 業	190,655	3,106	0	71,181	14,700	101,668
	3	障 害 者 福 祉 事 業	1,525,379	1,130,321	0	419	50,000	344,639
	4	児 童 福 祉 事 業	1,536,579	1,084,881	0	66,592	48,800	336,306
	5	包 括 支 援 事 業	86,973	0	0	81,746	600	4,627
	6	重度心身障害者等医療給付事業	71,535	24,165	0	16,578	3,900	26,892
	7	ひとり親家庭等医療費支給事業	31,890	11,227	0	4,255	2,000	14,408
	8	子 ども 医 療 支 給 事 業	82,477	27,357	0	11,506	5,500	38,114
社 会 保 険	9	国民健康保険特別会計(繰出金)	271,858	134,438	0	0	17,400	120,020
	10	後期高齢者医療特別会計(繰出金)	484,768	75,190	0	0	51,900	357,678
	11	介護保険広域連合(繰出金)	428,774	0	0	0	54,300	374,474
保 健 衛 生	12	保 健 衛 生 事 業	433,799	0	264,100	54,011	14,600	101,088
	13	疾 病 予 防 事 業	102,319	49,066	0	18,945	4,300	30,008
	14	母 子 保 健 事 業	69,159	17,044	0	31,868	2,500	17,747
合 計			5,452,125	2,560,169	279,100	357,101	286,052	1,969,703